

秋田県建設工事に係る共同企業体取扱要綱に基づく運用基準について
(令和8年4月9日入札審査委員会承認)

1 「秋田県建設工事に係る共同企業体取扱要綱」

項目	工事等	対 象
①	土木工事	大規模かつ技術的難度の高い工事で 概ね 4億円以上
②	建築工事	大規模かつ技術的難度の高い工事で 概ね 6億円以上
③	設備工事	大規模かつ技術的難度の高い工事で 概ね 2億円以上
④	①～③のほか条件付き一般競争入札に付す工事で、JVによる施工が必要と認められる工事（運用基準に合致する工事に限る。）	

2 上記要綱の運用基準

秋田県建設工事に係る共同企業体取扱要綱第4条第2項及び第7条第2項に規定する運用基準については、県内建設業を取り巻く社会情勢を考慮して、当分の間、原則として次のとおりとする。

(1) 工種及び工事費（第4条第2項関係）

技術的難度にかかわらず、次の工事については原則として特定建設工事共同企業体へ発注するものとする。

格付工種	発注工事種別	工事費	格付工種	発注工事種別	工事費
一般土木	一般土木工事	1.5億円以上	鋼構造物	鋼橋工事（上部工）	2億円以上
	港湾・漁港・海岸工事		舗装	舗装工事	1.5億円以上
	トンネル工事	4億円以上	電気通信	下水道電気通信工事	1億円以上
	PC橋工事（上部工）	3億円以上	造園	造園工事	1億円以上
法面	法面工事	1億円以上	さく井	さく井工事	1億円以上
建築一式	建築一式工事	3億円以上	水道施設	下水道機械工事	1億円以上
電気	トンネル・下水道電気工事	1億円以上	解体	土木工作物解体工事	4億円以上
	電気工事			建築物解体工事	3億円以上
給排水	機械設備工事	1億円以上			

注1) 県内業者で施工可能な工事については、秋田県建設工事入札制度実施要綱第14条第2項ただし書の規定の適用があるものとして、県内・県内JVとすることとし、それ以外の工事についても、可能な限り県内に営業所を有する県外業者（準県内業者を含む）と県内業者とのJVとして発注する。

注2) 異工種JV発注については、その工事内容等必要性を勘案して発注することとし、構成員には県内業者を活用する。

注3) 入札が不調となる蓋然性が極めて高い場合におけるこの表の適用については、当分の間、同表の工事費の欄中「1億円」、「1.5億円」又は「2億円」とあるのは、「3億円」とすることができる。

(2) 構成員の入札参加要件（第7条第2項関係）

別表のとおり

※この運用基準で用いる県内業者等の定義については、以下による。

区分	定 義
県内	建設業法第3条の規定による主たる営業所を秋田県内に有する者
県外	建設業法第3条の規定による主たる営業所を秋田県外に有する者
準県内	建設業法第3条の規定による主たる営業所を秋田県外に有し、かつ、従たる営業所を秋田県内に有する者で、秋田県内の従たる営業所の社員（雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者及び常勤の役員に限る。）の合計が50名以上で、その90%以上が秋田県内居住者であるもの（平成28年6月30日付 建政-530 「県発注工事における県内業者に準ずる県外業者の取扱いについて」による。）

附 則

- この通知は、令和8年4月10日から施行する。
- この通知による改正後の規定は、令和8年4月10日以降に入札公告等を行う建設工事から適用することとし、同日以前に入札公告等を行う建設工事については、なお従前の例による。